

# 令和8年度 東京都社会福祉協議会 事業計画 【重点取組み事項】

令和8年度は、「令和7年度～11年度 東社協中期計画」の2年目の年度となります。中期計画では、東社協のビジョンである「東京らしい多様性を活かした地域共生社会」の実現に向け、会員をはじめとするさまざまな主体との“協働”を重視し、協働ですすめる5つの「取組みの柱」を定めています。

令和8年度の事業計画では、この「取組みの柱」に基づき、各部会・部室から以下 30 の取組みを【重点取組み事項】として掲げました。包括的な支援体制の構築に向け、社会福祉法の改正が本格化する中、“協働”を更にひろげながら、これらの取組みを着実に推進していきます。



## I つながり、支え合う地域づくり

### (1) 救護施設が持つ専門的な機能を活用した 地域共生社会実現に向けた取組み

(救護部会)

地域共生社会の実現に向け、誰一人として取り残されることのない社会をめざし、救護施設が持つ専門的な機能を活用して地域社会に貢献します。

救護施設が一般的にあまり認識されていない現状を踏まえ、昨年度は、例年、救護部会の会員施設のみで実施している「地域勉強会」に、福祉事務所や関係機関を招いて実施しました。福祉事務所との連携を継続し、施設入所者だけでなく、地域で生活する身寄りのない方や生活困窮者に対して、居場所の提供や相談支援、福祉サービスへのつなぎを行い、安定した生活ができるよう支援していきます。

## (2) 困難な問題を抱えた女性の居場所づくりの推進

(女性支援部会)

令和7年度は「施設における通所型支援モデル事業」を2施設が先行して開始しました。令和8年度はさらに2施設が、それぞれの持ち味を活かしながら取り組みをはじめます。困難な問題を抱えた多くの女性に、安全安心な環境と感じていただける居場所づくりに取り組むと同時に、女性支援を広める機会とします。

- (1) 各施設の特性と地域事情を踏まえた居場所事業を、関係機関と連携し、推進する。
- (2) 秘匿性要素を守りながら女性支援施設を広く周知することで、居場所事業の後押しを図る。
- (3) 第6回女性支援シンポジウム(11月開催予定)では、民間団体の活動をさらに知る機会とする。
- (4) 民間団体と年間を通じた対面またはオンラインによる情報共有の機会を設け、連携強化を図る。

## (3) 東京善意銀行の役割を意識した

福祉現場と企業等の双方のニーズ発信とコーディネート機能の強化

(福祉振興部／東京善意銀行・都民企業担当)

「何かをしたい」という都民や企業等の思いが寄附活動につながるよう、SNSの活用やホームページの充実に取り組み、寄附実績等積極的に情報発信を行います。また、福祉現場と企業等寄附者の双方のニーズを把握・発信し、寄附者の思いを活かしたマッチングにつながるよう取組みをすすめます。

- (1) 広報活動
  - ① 都民や企業に対し、寄附を通して、福祉への理解と参加を促す。
  - ② 配分された寄附の活用状況について、写真や声など視覚的情報を盛り込み、イメージが沸くよう工夫してSNSやホームページ等で情報発信する。
  - ③ 寄附の方法(クレジットカードによる寄附等)についても適宜情報発信する。
- (2) ニーズ把握
  - ① 施設に配分に係るアンケート調査の実施、施設や企業等に寄附に関するヒアリングを行い、広報活動や企業からの相談時等に活用する。
  - ② 寄附内容にあったマッチングを行い、寄附者が施設と交流する希望がある場合は、適切に交流の場を設ける。

## (4) 制度創設 110 周年とその先を見据えた

### 民生児童委員活動のさらなる充実

(民生児童委員部)

令和 7 年度一斉改選では、企業等の定年延長をはじめ地域コミュニティの希薄化や高齢化、地域課題の複雑・複合化に伴う業務への負担感などを背景に、都内の充足率は 84.8% (八王子市含む) となり前回は約 4 ポイント下回る結果となりました。

こうした中で、東京都では民生児童委員へのサポートの抜本的充実に向け活動費の大幅増額や、仕事をしている委員を雇用する企業の支援と理解促進を後押しする協力金支給等が予算化されました。

制度創設 110 周年の節目を目前に控え、これからも身近な相談相手として地域に暮らす強みを生かしながら地域福祉の要となって活動を進展していくためには、活動を支える体制づくりや仕事との両立、普及・啓発の推進など活動しやすい環境を整えていくことが課題です。

そこで、民児協組織の強化ならびに意欲と資質の双方の向上に資する各種研修を着実に実施することに加え、委員としての役割をしっかりと果たしていくために活動の根幹となる訪問・調査活動のあり方の検討や向上を図る取組みに着手します。

また、さまざまな機会を通じて活動事例や民児協実践活動の情報を収集し、やりがいや魅力、好事例等を委員間のみならず住民、関係機関に対して広く発信するとともに、現状と課題の分析を行い適時必要な提案を行います。

これらの取組みを踏まえ、制度創設 100 周年時に策定した東京版活動強化方策とこの 10 年間の社会状況や活動を総括し、110 周年を迎える令和 9 年度以降の新たな活動方針を策定します。

#### (1) 民生委員制度創設 110 周年記念事業企画委員会の運営

- ① 100 周年以降の 10 年間の活動の総括と新たな活動方針の策定
- ② 制度創設 110 周年記念全国民生委員児童委員大会の開催に向けた準備
- ③ 普及・啓発活動の重点的な展開

#### (2) 新任会長・副会長研修をはじめとした各研修の実施

#### (3) 「訪問・調査活動」の現状や今日的なあり方を探る調査・研究(令和 10 年度までの 3 年間)

#### (4) 民児協概要の発行および民児協活動検索コーナー(HP)の更新を通じた情報発信

#### (5) 事例集および研修受講後アンケートを活用した活動事例の収集と分析

## (5) 市民学習の推進

～単なる担い手ではなく、ボランティアの意義を丁寧に～

(東京ボランティア・市民活動センター)

東京都が実施する『都民等のボランティア活動に関する実態調査』では、年代別にみると、15～19歳の世代がボランティア活動への関心が最も高く、47.2%が「関心がある」と答えつつ、行動率は27.1%にとどまっています。こうした関心のある次世代に対しては、単なる担い手として人手不足で困っている活動を単にマッチングするのではなく、その関心を一人ひとりのやりがいや楽しみと結びつけていくことが必要と考えます。

そのため、思いが“参加”につながるよう、一人ひとりの思いに丁寧に関わっていくことでボランティアの意義を改めて再確認し、それが地域においてこれからの市民社会を創っていく人材を育てることに資することをめざします。

- (1)『中高生プロジェクト』では、年間を通じて参加する中高生がともに自らの関心を共有し、社会にある課題を学び合い、それに対応する実践を知る取組みを実施している。こうした関わりのあるあり方を区市町村ボランティア・市民活動センターにおいて広く取り組めるよう、プログラム化していくことをめざす。
- (2)小中高生を対象に地域と学校が協働して授業の中で「事前学習」⇒「体験」⇒「事後学習」のサイクルを学校カリキュラムが期待する成長段階に併せて展開することをめざして「地域ですすめる市民学習推進委員会」では令和7年度にリーフレット『一緒につくろう福祉教育・ボランティア学習』を作成している。
- (3)(1)と(2)の取組みは一人ひとりの思いをベースとしている点が共通している。
- (4)また、ボランティア活動のきっかけづくりとして、区市町村ボランティア・市民活動センターと協働して8千人が参加する『夏の体験ボランティア事業』を活かすことができる。
- (5)中高生が卒業後に活動を広げていくためには、『大学ボランティアセンターの活動支援』とのつながりも重要となる。
- (6)こうした事業間の連携を深めるとともに、『区市町村ボランティア・市民活動センター(中間支援組織)コーディネーター研修』においても、次世代を育てるプログラムを展開する力を高めるような研修プログラムを展開していく。
- (7)さらに、東社協内における福祉人材の確保や育成に向けたさまざまな次世代育成の取組みとも協働していくことが期待される。

## II

# 包括的支援と協働のしくみづくり

## (1) 高齢者福祉施設のもつ社会福祉の総合力を活用した 地域包括ケアの推進

(東京都高齢者福祉施設協議会)

東京都高齢者福祉施設協議会は、セーフティとしての役割を果たしている養護老人ホームや軽費老人ホーム、増大する要介護者に対応する特別養護老人ホーム、継続した地域生活を支援するデイサービスセンター、そして地域の総合相談窓口等として機能している地域包括支援センター・在宅介護支援センターを会員としており、地域住民のさまざまなニーズに応えることができる“社会福祉の総合力”を有しています。高齢者福祉施設が果たす機能と役割を地域で十分活用できるしくみを構築する必要があります。

- (1) セーフティネットの構築（養護老人ホーム、軽費老人ホームの役割・機能を社会にアピール）
- (2) 地域の防災拠点としての機能強化（ハード面の拡充ならびに職員の防災意識向上に向けた取組み）
- (3) 生産性向上を推進し、ケアの質の向上及び福祉人材の確保・定着・育成を図る。
- (4) 高齢者福祉施設・事業所が「地域に寄り添う」場の確保（つながれ ひろがれ ちいきの輪 in TOKYO 等）

## (2) 頼る家族のいない孤立しやすいこども・母子・妊婦等の

### 現状と課題から今後の支援のあり方を検討

(母子福祉部会)

身寄りのない孤立しやすい高齢者などの存在は多くの人たちに理解されているところですが、大都市東京の中で、頼る家族のいない孤立しやすいこども・母子・妊婦の存在や課題はあまり認識されていません。その現状と課題を、母子福祉部会内だけではなく「児童・女性福祉連絡会」において情報発信するとともに、今後の支援のあり方を検討します。

- (1) 母子福祉部会内で、頼る家族のいない孤立しやすいこども・母子・妊婦などの現状と課題を検討する。
- (2) 児童・女性福祉連絡会においても、現状と課題を検討・共有し、情報発信する。

### (3) 包括的な支援体制の構築による地域課題への対応力の強化

(地域福祉部／地域福祉担当)

令和 7 年 12 月に「社会保障審議会福祉部会報告書」がとりまとめられ、すべての区市町村で包括的な支援体制の整備を推進する観点から、生活困窮者自立支援制度等の既存制度活用の方向性や過疎地域等の方策等が示されています。一方、東京では、8 年度 37 自治体が重層的支援体制整備事業を実施予定です。こうした状況をふまえ、下記に取り組みます。

- (1) ①重層的支援体制整備事業後方支援事業、②地域づくりをすすめるコーディネーターの養成、③生活支援体制整備強化事業、④区市町村ネットワークによる地域公益活動の推進の4つの事業を相互に活かし合い、都内全体の取組みや各事業を通じて明らかになった課題の可視化を強化する。特にフォーマルな実践とインフォーマルな活動の協働を地域に生み出し、可視化された地域課題の共有とその課題の解決を推進する。
- (2) 頼れる身寄りがいない高齢者等の課題について、社協・社会福祉法人の地域ネットワーク等への情報共有や働きかけを行い、包括的な支援体制のもとで取り組む地域生活課題のひとつとして、各地域で多様な関係者や住民による課題共有や取組みの検討等を行うネットワークの構築や、本人中心のチーム支援、意思決定支援等をすすめ、身寄りの有無に関わらず、誰もが自分らしく安心して暮らしていくことができる地域社会を共に創っていくことをめざす。

### (4) ボランティアコーディネーターと地域福祉コーディネーターの協働による well-being を育む地域づくりの推進

(東京ボランティア・市民活動センター)

都内区市町村のボランティア・市民活動センターでは、従来、ボランティアコーディネーターが積極的に地域へとアウトリーチし、地域のニーズをふまえた地域住民による自発的な活動を支え、それをまちづくりにつなげることに取り組んでいます。一方、令和3年から始まった重層的支援体制整備事業では、令和8年度には都内37区市が取り組むようになる中で、同事業を活用して都内区市町村社協に配置される地域福祉コーディネーターは、5年間で100人以上が増配置され、かつ、その配置先は区市町村を圏域に分けて圏域ごとに配置されるようになっていきます。

こうした地域福祉施策の変化がある中で、ボランティアコーディネーターを新たに配置する地域福祉コーディネーターへ登用するなどの動きもあり、地域ごとにボランティアセンターの機能がさまざまな状況が生まれています。令和7年 12 月に公表された社会保障審議会福祉部

会報告書では、「包括的な支援体制の整備が、相談支援の包括化にとどまり、地域づくりに十分に取り組めていない」という課題が指摘されています。さらには、地域住民と専門的な支援機関との連携に課題がある、とされています。こうしたことから、地域における何かできることに取り組みたいというニーズやテーマ別の課題に取り組むインフォーマルな活動に結びつくボランティアコーディネーターの役割が改めて重要となっています。

東京ボランティア・市民活動センターでは、令和7年度から「区市町村ボランティア・市民活動センター」研究プロジェクトに取り組んでおり、地域の実情に応じてそれぞれのセンターが強みを発揮していくためのポイントについて事例をもとに検討をすすめています。その成果を、センター内の事業間連携を通じてボランティアコーディネーターの人材育成や重点取り組み事項に位置づけている「市民学習」「災害ボランティア支援」の取り組みにも活かしていくとともに、身近な圏域にネットワークをつくり福祉専門職の協働に力を発揮している地域福祉コーディネーターとの連携や協働を深化させていくことが必要となっています。

- (1)「区市町村ボランティア・市民活動センター」研究プロジェクトを通じて、地域福祉コーディネーターと連携した地域づくりに取り組む実践事例とそのポイントを収集し、必要な提言を行う。
- (2)区市町村ボランティア・市民活動センター実状調査を通じて、都内ボランティアコーディネーターの現状を可視化し、地域の状況が変化する中で取り組まれている実践を収集し、必要な提言を行う。
- (3)区市町村ボランティア・市民活動センター（中間支援組織）コーディネーター研修において、ボランティアコーディネーターに今、求められている力をふまえた研修の充実強化を図る。
- (4)こうした取り組みを中期計画の取り組み項目に位置づけられている「地域づくりをすすめるコーディネーターの養成・活動の推進」とも協働しながらすすめていく。

### Ⅲ

## 暮らしの安心づくり

### (1) 無料低額診療事業、無料低額老健利用事業を通じた セーフティネット支援

(医療部会)

医療部会の会員である病院・診療所・老人保健施設では、生活困窮者に対する診療費や介護サービス費等の減免による経済的支援、生活上の相談支援を実施してきましたが、地域に潜在している福祉ニーズがあり、その課題解決のために自治体、福祉事務所、生活困窮者相談機関、その他施設等と連携し、医療需要、介護需要に関して地域のセーフティネット支援を構築します。

- (1) 東京都社会福祉協議会医療相談室の活動の推進
- (2) 各種 NPO 支援団体との連携
- (3) 各種 NPO 支援団体との事例検討会の実施

#### 【具体的な活動】

ふるさとの会主催越年冬祭りへの参加呼びかけ、関係機関を招いての研修会(年1回)等、主に MSW 分科会の活動

### (2) どんなに障害が重くても

#### 生まれ育った地域で安心して豊かに暮らせる制度の充実

(身体障害者福祉部会)

障害の重い利用者は、家族の高齢化や本人の障害の重度化の進行により、本人の意に反して生まれ育った地域から離れた都外に住まいの場・活動の場を求めざるを得ない状況が続いています。その一方、東京都では重度障害のある人が暮らすグループホームの制度が都独自施策として創設されていますが、制度と実態に大きな乖離があり、また障害者施策として都外施設、都内施設と異なったしくみがあるという矛盾があります。

東京都の予算額を増やすことなく利用者や家族の願いに応えとともに、事業所も安心して事業経営ができるような制度の改善に向けて東京都との協議をすすめるため、都と部会役員との意見交換会を開催します。

### (3) 知的発達障害のある当事者が、部会活動の軸となる更なる取組み (知的発達障害部会)

---

知的発達障害部会の特別委員会である「本人部会」は、東社協の各部会の中で唯一、障害のある当事者で構成され、主体的に活動しています。「当事者の声を聴く」機会として、活動内容や日々の暮らしの中で感じていることを発表する場を設けており、施設職員で構成する「本人部会支援委員会」を中心に、当事者の思いに寄り添った部会活動の基盤づくりをさらに推進していきます。

- (1) 障害者記念行事やマラソン大会などの部会全体行事へのスタッフとしての参加
- (2) 年3回の総会および東京大集会（障害当事者の発表や都議会議員とのパネルディスカッション）で、当事者の声を発信
- (3) 生活にまつわるテーマの勉強会を開催
- (4) 障害当事者同士の交流機会の企画と振り返り

### (4) 入所児童等の権利擁護体制の推進と 自立支援・退所後の相談援助の拡充 (児童部会)

---

改正児童福祉法の施行に伴い、社会的養育経験者の自立に向けた支援が強化され、「意見表明等支援事業」が位置づけられたほか、施設退所後の相談援助の拠点となる「社会的養護自立支援拠点事業」が位置づけられました。

児童部会としては、これらの動きに積極的に関与し、支援の標準化を推進します。意見表明等支援事業を十分に活用するためには、施設側のアドボケイトの受け入れ態勢の整備などの準備が必要になります。加えて、施設で生活する児童については、それまでの生活の中で適切に意見を表明できる環境ではなかったケースも多いことから、施設在籍中に入所児童等が措置に関わる決定や支援計画等の策定に向けて意見を表明でき、かつ、そうした意見をもとに施設側が支援の方針や計画を協議・検討することができるように、会議・研修等を通じて推進していきます。

- (1) 自立支援の強化・施設退所後の相談援助拠点の確保については、自立支援委員会をはじめとする機会を通じて、自立支援の各制度の積極的な活用や施設支援の標準化・向上を図るため、部会内の施設同士での情報交換・検討を行う。
- (2) 意見表明等支援事業や意見形成支援、子どもの権利ノートの活用事例等について情報交換する機会を確保し、各施設における実践事例を通して学ぶ機会をつくる。

## (5) 乳幼児の権利擁護を意識した養育・支援の充実強化

(乳児部会)

乳児院では、従来より子どもたちの代弁者として、一人ひとりの子どもの気持ちや願いをくみ取り、応答的なかわりを意識した養育・支援に取り組んでいます。令和6年、「子どもの意見聴取義務」が示されたことで、乳児院での養育・支援において、職員には、子どもの気持ちをくみ取り、それを適切に表現することがより求められているところです。子ども一人ひとりの権利を保障し、養育・支援することが、パーマネンシーの保障にもつながると考え、そのためには、養育環境としての施設の体制の強化、職員の専門性の向上が必要です。

- (1) 施設長会、制度政策推進委員会にて、乳児院に求められている機能をふまえ課題を明確にし、養育・支援の基礎となる体制整備に向け、行政および関係機関と連携をとる。
- (2) 各研究会にて、それぞれの専門職として、子どもの権利の保障を土台とした実践を行うため、目標を立てて活動をする。

## (6) 認め合い、つながり、参加できる権利擁護支援の推進

(地域福祉部／権利擁護担当)

地域共生社会の実現に向け、誰もが役割と生きがいを持って地域をともに創っていくことや本人の意思決定支援を重視していくことが求められています。また、頼れる身寄りのいない高齢者等を取り巻く問題が大きな社会課題となっています。関連施策の動向として、福祉サービス利用援助事業の拡充・発展による「新たな事業」への法改正、成年後見制度における中核機関の法制化や成年後見制度のスポット利用等への法改正がすすめられる予定です。こうした状況をふまえ、下記に取り組めます。

- (1) 福祉サービスの受け手と捉えられがちだった方が地域社会で活躍できることを支援する地域の取組みを広く収集し、発信する。
- (2) 地域福祉権利擁護事業と地域福祉コーディネーター、ボランティアセンターの連携を通じて支援を必要とする方々が地域活動に参加し活躍する事例を収集し、発信する。
- (3) 地域福祉権利擁護事業における専門員と地域住民である生活支援員の関わりを活かした支援や市民後見人の実践についてそれぞれを対象とした研修を通じて強化し、インフォーマルな権利擁護支援の重要性を広く地域で共有していくことをめざす。
- (4) 権利擁護事業等のあり方に関する検討委員会を開催し、法改正等の動向をふまえ、東京における権利擁護支援の体制づくりをすすめる。

## (7) 緊急小口資金等の特例貸付の借受人に係る

### フォローアップ支援の実施

(福祉資金部／特例貸付担当)

厚生労働省の事務連絡に基づき、案内に未応答の借受人、免除には至らないが償還困難な借受人、償還免除した借受人の生活再建に向けたフォローアップ支援を実施します。実施にあたっては、東社協、区市町村社協、自立相談支援機関が連携することが不可欠であり、それぞれの役割を明確化して、効果的・効率的な取組みをすすめます。また、区市町村社協に対して各地区の取組みを情報提供し、都内全体に横展開することで、フォローアップ支援の推進を図ります。

区市町村社協および自立相談支援機関と連携し、役割分担に基づいて、借受人に対する生活再建に向けたフォローアップ支援を実施する。

#### (1) 東社協によるフォローアップ支援

- ① 免除決定者への相談窓口等の案内
- ② 救済制度等の手続きの案内（償還免除、猶予、少額返済）
- ③ 償還困難理由把握のための調査等の実施
- ④ 区市町村社協および自立相談支援機関へ支援対象者リストの共有

#### (2) 区市町村社協によるフォローアップ支援の推進

- ① ヒアリング等による取組み状況の把握
- ② 情報交換会の開催
- ③ ニュースや事例集の発行による情報発信
- ④ ブロック会議等での情報提供

## (8) 実効性あるDWATの取組みと実施調整のしくみの充実

(福祉部／経営支援担当)

令和6年能登半島地震および令和7年八丈町台風災害におけるDWAT派遣経験を活かし、また、被災地域の問題・課題を整理し、東京が被災した場合を想定した東京DWATの実効性向上をめざします。

#### (1) DWAT登録員向け研修の充実

#### (2) 実施調整を担うロジスティクス体制の強化検討

#### (3) 都、専門職団体、中間支援組織等との連携や、東社協会員（部会）との情報共有

#### (4) 福祉関係者や区市町村に対する周知徹底

#### (5) 東社協事務局内における緊急時の体制づくりや部署間連携の促進

## (9) 被災者支援におけるボランティア・NPO活動と

### 福祉専門職による支援活動との連携・協働

#### (東京ボランティア・市民活動センター)

令和7年7月の災害関連法制の改正の施行に伴い、被災者援護協力団体の登録制度やボランティアの参加促進が盛り込まれました。災害時にこれまで NPO、ボランティア活動が果たしてきた役割が重要であることから、活動しやすい環境づくりが重要となっています。また、同改正では災害救助に「福祉サービス」が位置づけられるとともに、「場所（避難所）の支援から人（避難者）の支援へ」という転換により、従来、避難所を中心に活動してきたDWATが在宅避難者に対しても支援を行う流れとなっています。

災害ボランティアセンターの活動では、これまでも生活支援の視点をもった支援活動を大切にきており、要配慮者支援においても、災害ボランティアセンターと福祉専門職であるDWATが双方の強みを活かした連携・協働により、確実に災害関連死を生まない支援を構築することをめざす必要があります。

また、令和7年12月の社会保障審議会の福祉部会の報告を受けてすすめられている社会福祉法の改正では、包括的な支援体制の構築にあたって、その中に防災の視点をより明確に位置づけていくことが示されています。この包括的な支援体制については、都内社協において地域福祉コーディネーターを身近な圏域に配置する動きがすすめられており、災害ボランティアセンターの活動においても、地域福祉コーディネーターの平時からの取組みとの連携も視野に入れていくことが必要と考えられます。

- (1) 東社協 地域福祉推進委員会の委員会提言において、令和7年9月豪雨や令和7年台風22号・23号の支援活動を通じて明らかになった課題について提言する。とりわけ情報共有のあり方、災害ボランティアセンターありきではない初動のあり方、寄り添い型の災害ボランティアセンターのあり方、区市町村段階におけるDWATへの理解の促進、在宅避難者への支援のあり方などを提言していくことが考えられる。
- (2) 『災害協働推進ニュース』の発行を通じて、区市町村ボランティア・市民活動センター、NPO等支援団体、区市町村の市民活動担当所管課に向けた情報発信を強化する。
- (3) 第3期アクションプランに基づき、要配慮者支援のための連携ワークショップを展開し、令和8年度は7年度に続き、災害ボランティアセンター活動と障害福祉分野の団体との連携・協働を深め、DWATを中心とした福祉専門職の取組みとの災害時要配慮者支援の両輪を構築する。
- (4) 引き続き、ブロックや区市町村を単位とした訓練活動を多様な団体による参加のもと実施し、平時からの区市町村段階における連携・協働を深める。
- (5) 地域福祉コーディネーターとボランティアコーディネーターが相互に強みを活かした連携・協働に取り組むことで、包括的な支援体制における災害に強い市民社会を地域に作り上げていくことを推進する。

## (10) 運営適正化委員会の活動を通じた福祉サービスの質の向上 および利用者の権利擁護の推進

### (福祉サービス運営適正化委員会事務局)

---

福祉サービス運営適正化委員会の 2 つの合議体の役割（地域福祉権利擁護事業の適正な運営の確保、「東京都における苦情対応のしくみ」に基づく福祉サービスに関する苦情対応）に基づく活動を着実に実施することを通じ、福祉サービスの質の向上、利用者の権利擁護の推進を図ります。

また、法改正により、福祉サービス利用援助事業の拡充・発展による「新たな事業」が第二種社会福祉事業に位置づけられる予定であることから、その動向を把握し運営適正化委員会における対応のあり方について検討を行います。

- (1)福祉サービス事業所の苦情解決のしくみづくりへの支援や、事業者に対する「東京都における苦情対応のしくみ」の情報提供として、事業所向け研修等の場を活用し、苦情対応のしくみや運営適正化委員会に寄せられる苦情相談状況についての積極的な情報発信を行う。
- (2)「新たな事業」の検討状況等について情報収集を行うとともに、各合議体において対応方針等の協議を行う。また、必要に応じて関係団体等との連携を図り対応を行う。

## IV

# 福祉で働く人と支える組織づくり

## (1) 更生福祉部会所属施設を横断する職員交流の推進

～所属法人の垣根を超えた連携をめざして～ (更生福祉部会)

更生福祉部会では、コロナ禍明け後に再開した職員研修会をきっかけに、これまで法人の枠にとらわれない職員交流を図ってきました。今後も、支援テーマによっては他部会が主催する研修会にも参加できるよう、一層の働きかけを図る等、職員交流を充実させます。これにより、会員施設の職員がさまざまな知見に触れる機会を増やし、特定の福祉分野にとどまらない生活困窮者支援に活かしていきます。

(1) 部会研修会の実施

(2) 部会内における更生福祉関連の他部会研修の案内、参加呼びかけ

## (2) 地域連携をふまえた福祉人材・次世代リーダーの育成

(保育部会)

保育部会は、地域に求められている保育所の役割を推進するために、次世代リーダーの育成を重要な柱と捉えています。保育所では、保護者の生活実態に寄り添った柔軟な保育や、延長・土曜保育など多様な働き方への対応を行うとともに、育児不安や孤立を防ぐ相談拠点としての機能を担います。また、園庭開放や高齢者との関わり等を通じて地域に根ざした交流の場を提供し、保育の現場を通じて、将来の地域福祉を担う次世代リーダーの育成をめざします。

(1) 地域の中心的な役割を担う保育所をイメージし、誰でも通園制度、世代間交流、子育て広場、マイ保育園事業の推進等を通じて、多様な家庭や地域の実情に応じた保育・子育て支援に取り組む。

(2) 全国・関東ブロック保育協議会と連携し、地域をつなぐ実践の蓄積と共有を図ることで、調整力と協働力を培い、地域福祉を牽引する次世代リーダーを育成することをめざす。

### (3) 社会的養護の施設で働く多様な人材の確保・育成・定着のための 研修・交流等の取組み (母子福祉部会)

---

現代は、どの業界でも人手不足は起きており、今後もますますその状況がすすんでくるといわれています。その中で、母子生活支援施設においては、その存在を知られていないことや情報発信がしにくいことが大きな課題になっています。

そのため、大学や行政などに対して、説明会等を丁寧に行っていき、母子生活支援施設の存在意義や活動内容を知っていただきながら、人材確保・育成・定着に全委員会を通じて取り組んでいきます。

- (1) 母子生活支援施設について、家族福祉を担う社会的養護施設としての活動内容や業務などを周知する。
- (2) 児童福祉法改正などをふまえた研修を行う。
- (3) 職場環境にあわせた活動にしていく。
- (4) 見学会と研修の実施。

### (4) 調査・広報・研修を通じた都内社会福祉法人等の経営基盤強化 (社会福祉法人経営者協議会)

---

経営基盤の根幹となる人材確保・育成・定着について、種別横断的なヒントを会員が得られる機会を創出することで、社会福祉法人経営者協議会の活動目的である経営基盤の確立等を図ります。

- (1) 人材確保・育成・定着に関して、広報委員会にて取り上げたい具体的なテーマを絞り、取材を通して得たヒントとなる取組み等を広報誌で会員に還元する(広報誌発行2回)。
- (2) 人材確保・育成・定着に関する調査を実施することで、各法人の現状や抱える課題を明らかにして提言等に活かす。
- (3) 人材確保・育成・定着のヒントとなるような研修を実施する(研修2回、講演2回、青年会セミナー2回)

## (5) 従事者共済会の契約促進と堅実な資産運用を通じた

### 安定的な事業運営

(福祉振興部／共済担当)

令和7年度に実施した財政決算・ALM分析では、3年前の結果と比べ、共済会加入者数の増加ペースが鈍化し、2044年度まで約6万人の水準で推移するとされています(令和8年1月末61,780人)。責任準備金よりも資産額が多く(積立水準106.1%)不足金が発生する可能性は低いという結果となりましたが、加入者数は制度の安定性に大きく影響するため、引き続き法人に対する契約促進活動を行います。

資産運用面では、コンサルティング会社からの助言等を得て、共済会の目的に沿って堅実な運用を行います。

これらのことを通し、共済会契約法人・加入者が安心して長く加入いただける制度となるよう、安定した事業の実施に取り組みます。

#### (1) 関連部署との情報共有等による契約促進活動

令和7年度に行った契約促進の実績をふまえ、実施する。

#### (2) 社会情勢をふまえた共済会事業のあり方について、広く情報収集を行う。

#### (3) 契約法人向けのシステムを活用した事務の効率化、加入者向けの事業案内をわかりやすく周知する。

## (6) 福祉人材確保に向けた相談機能の充実、情報発信の推進

(人材情報室／人材確保担当・多摩支所)

東京都福祉人材センターを利用して都内の福祉職場に採用決定となる人数を増やすことを目的に、求職相談の充実と、求人開拓の取組みを両輪ですすめます。これまで以上に福祉人材センターとしての機能が発揮できるよう、センターの各事業が有機的に連携し、効果的な事業実施に努めます。また、事業の趣旨や対象者をふまえた適切な情報発信・広報実施に努めます。

#### (1) 職業紹介・キャリアカウンセリング機能のさらなる充実

#### (2) 福祉人材情報システム「福祉のお仕事」への掲載求人件数の増加に向けた取組み(求人開拓)

#### (3) オンライン相談、出張相談等来所に拠らない相談機会の充実

#### (4) 若年層をはじめとする求職者への情報発信や求職者と求人事業者間の交流の機会創出等を目途とした「福祉の仕事就職フォーラム」の開催

## **(7) 次世代に向けた福祉の人づくり(すそ野を広げる取組み)の推進 (人材情報室／人材確保担当・多摩支所)**

次世代の福祉を担う人材の確保に向けては、福祉の仕事に対して興味・関心を持てるようなきっかけづくりと、芽生えた興味・関心を育む機会が必要と考えます。そのために、東社協関係部会や関係団体と連携し、中高生や小中高生の進路選択を支える学校教員に対して、福祉の仕事の魅力ややりがいを伝えるとともに適切な理解を促す取組みを行います。

東社協関係部会や関係する団体等と連携して以下の事業を実施するとともに、周知・広報を強化して利用を促進する。

- (1) 中学校や高校を訪問し、福祉の仕事やその魅力を伝える学校訪問型セミナー
- (2) 中高生を対象とした福祉施設での職場体験
- (3) 小・中・高校の教員を対象に福祉の仕事の魅力や重要性を伝える教員向けセミナー

## **(8) 福祉人材のための資金貸付事業申請手続き等の利便性向上と修学生等への情報提供の充実 (人材情報室／修学資金担当)**

福祉人材の確保や定着を目的として資格取得や就職準備のための貸付事業を実施する中で、貸付事業を利用する修学生等は、貸付申込から返還が免除されるまでの数年間の各種手続きを福祉職場で働きながら書類提出等により対応しています。

そこで、貸付事業の利用者等の利便性の向上や「ふくむすび」との連携による福祉分野の情報提供等を目的として、修学資金貸付事業システムの再構築を行います。システムの再構築により、貸付事業の利用者等や養成施設と福祉人材センターがオンラインで申請・承認・連絡を行い、貸付事業の利用者等は自身の情報をマイページで確認できるようにしていきます。

- (1) 令和8年度より新システムを稼働し貸付情報の管理を始めるとともに、貸付事業の利用者等や養成施設などの関係者へのシステム利用案内や研修、アカウント登録などの利用準備をすすめる。
- (2) 新規申込のオンライン申請の受付を開始できるよう、環境を整備し、新システムを前提とする事業運用方法を再構築する。

## (9) 人材の採用・定着・育成に向けた研修の推進と 研修受講へつながる相談・取組み支援

(研修室)

人材の採用時から定着・育成に向けた研修について、多様な人材、多様な場面における対応など、アンケートや相談を通して福祉職場から寄せられる具体的なニーズをふまえたプログラムを企画・実施します。

また、それぞれの福祉職場においても、職場研修を企画し、実施できるよう、担当者向けの研修を実施します。人材の定着と育成に向けた研修と、他の研修や研修実施支援につながる内容を整理し、研修の受講、講師派遣、相談等を活用することにより人材育成がすすめられるよう、各事業で連携して取り組みます。

- (1) 事業所の組織力向上を図るため、新たに「カスタマーハラスメント防止研修」「SNSを活用した広報研修」「外国人材定着研修」(いずれも仮称)を実施します。また、7年度に新録した「高齢知的障害者の認知症とその支援」は、最新の情報を取り入れ、受講者の声も反映させた内容に更新します。
- (2) 「労働基準法等に関する研修」と「人事管理研修」について、相互の研修を効果的にPRし、より多くの方に受講いただけるよう、開催時期を見直します。また、階層別研修の「初任者研修」では、開催ニーズの高い「集合型」での研修回数を増やします。
- (3) 通年において、受講者アンケートや研修ニーズ調査(隔年実施)等を実施し、よりよい研修となるよう取り組みます。
- (4) 登録講師派遣事業において、事業所単位の研修だけでなく、地域内の事業所連携を支援します。また、小中規模事業所からの相談に対応するため、「職場研修担当者研修」の実施および研修室内の相談員体制を強化します。

## V

## 福祉の可視化と包摂に向けた共感づくり

### (1) 次世代×福祉施設 共創型滞在ツアーの推進

～ふくひらプロジェクト Act3

(総務部／企画担当)

2024 年度に初めて高校生に向けて実施した福祉施設に滞在する BeingThinkingTour。2025 年度は、さまざまな地域や福祉施設、社会福祉法人による地域ネットワークでの展開を見据えて、その取組みをひろげてきました。また、多様な関係者による推進会議(『Beらぼ』)を設置し、本ツアーの意義や可能性・欠かすことのできない要素などについて考え続けてきました。

取組み3年目となる 2026 年度は、東京都地域公益活動推進協議会とのさらなる協働を図りながら、各福祉施設や地域主体での滞在ツアーの開催をサポートします。また、高校や部活動との協働や教育関係者等へのアプローチなどを通じて、滞在ツアーの新たな可能性を探ります。Beらぼでは、引き続きツアーの中核的要素である「対話」のすすめ方などについて検討を行い、さまざまな福祉施設や地域での実施をめざして発信を強化していきます。

#### (1) Beらぼ(推進会議)の開催

各福祉施設や地域での滞在ツアーの展開を見据えて、多様な関係者による会議体を継続して設置。企画の意義や可能性・欠かすことのできない要素を問いつけるほか、福祉関係者や教育関係者に向けた発信を行う。

#### (2) 実施の枠組みや生まれる作用など、新たな可能性を探る滞在ツアーの実施(2回)

- ① 高校の探求学習や部活動とコラボした高校生に向けた滞在ツアーの実施
- ② 教育関係者や福祉関係者など、大人を対象とした滞在ツアーの実施

#### (3) 各福祉施設や地域主体での滞在ツアーの開催支援(2か所)

東京都地域公益活動推進協議会と協働し、滞在ツアーの実施を希望する福祉施設や地域に対して、開催経費の一部助成や Beらぼ関係者等の派遣など、開催に向けたサポートを行う。

#### (4) 多様な機会や媒体を活用した取組みの発信

## **(2) 孤立・孤独などの地域課題に対する地域公益活動の推進 (東京都地域公益活動推進協議会 福祉部／経営支援担当)**

---

制度の狭間にある方をはじめとする地域課題に対し、社会福祉法人が参加支援、居場所づくりなどの視点を持ち、多様な主体と連携することで、地域公益活動の内容を充実させます。

- (1) 孤立・孤独に対する地域での取組みについて、東京都地域公益活動推進協議会のホームページや研修会などの事例発表を通して、会員にその取組みを共有していく。
- (2) 地域におけるネットワークでの取組みの中で、複数の組織における協働を推進しつつ、その取組み方のモデルを示す。
- (3) 孤立・孤独などの地域課題に新たに取り組む社会福祉法人に対する助成事業の実施。